

平成 26 年度(平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)

みよし市まちづくり土地利用条例の 施行状況をお知らせします

みよし市まちづくり土地利用条例第 52 条の規定に基づき、毎年度、この条例の施行状況を取りまとめ、みよし市まちづくり審議会の意見を添えて、公表いたします。

平成 26 年度の条例の施行状況及び審議会の意見は次のとおりです。

◆ 特定開発事業

平成 26 年度中に特定開発事業の開発計画書を受け付けした件数は 30 件でした。この中で、手続きを終えて開発事業に関する工事の全部が完了し、検査済証を交付した件数は 8 件でした。他の案件については、手続中又は他法令に基づく許認可等の申請中又は工事中などです。

⇒詳しくは別表をご覧ください。

◆ 小規模開発事業

平成 26 年度中に小規模開発事業の届出書を受け付けした件数は 72 件でした。

⇒詳しくは別表をご覧ください。

◆ その他条例に基づく市長の事務に関する事項

その他条例に基づく市長の事務に関する事項として、公的な団体が特定開発事業を実施しようとする場合における第 5 章及び第 6 章の規定の適用についての協議（条例第 45 条）はありませんでした。

★ みよし市まちづくり審議会の意見

平成 27 年 4 月 16 日(木)に開催された、みよし市まちづくり審議会での条例の施行状況についての意見は、次のとおりでした。

『本審議会としては、適正に施行されていると判断する。』

平成26年度みよし市まちづくり土地利用条例の施行状況

みよし市まちづくり土地利用条例の施行状況（平成26年4月1日～平成27年3月31日受付分）は、次のとおりです。

1 特定開発事業

(1) 受付件数及び処理状況等

① 構想届出書

単位：件

受付件数	処理状況		
	開発計画書が提出された	開発計画書が提出されていない	取下げ
8	6	2	0

② 開発計画書

単位：件

受付件数	処理状況				助言・勧告の有無の通知までの平均日数
	助言・勧告しない	助言・勧告する	手続き中	取下げ	
30	21	0	9	0	43.57

上表の内、意見書の提出及び公聴会の請求がなされた件数	意見書の提出	公聴会開催請求
	1	0

③ 協議後開発計画書

単位：件

助言・勧告しないとした件数	処理状況					命令の有無の通知までの平均日数
	中止・変更等の命令をしない	中止・変更等の命令をする	手続き中	取下げ	協議後開発計画書が提出されていない	
21	20	0	0	0	1	48.55

変更開発計画書及び措置実施計画書の提出がなされた件数	変更開発計画書の提出	措置実施計画書の提出
	0	0

④ 工事完了届

単位：件

命令をしないとした件数	処理状況				検査結果の通知までの平均日数
	検査済証の交付	手続き中	取下げ	事業中	
20	8	0	1	11	215.13

上表の内、工事の停止等の命令がなされた件数	変更開発計画書の提出	措置実施計画書の提出
	0	0

(2) 特定開発事業（開発計画書が提出された案件）の内容

単位：件

土地利用誘導区域	内容	宅地造成	共同住宅	工場・倉庫	店舗	駐車場	農地改良	その他※1	合計
住環境保全区域A									0
住環境保全区域B			3						3
住環境保全区域B・教育環境保全区域		3							3
住環境保全区域C		1	1						2
住環境保全区域C・集落居住区域		1							1
住環境保全区域C・教育環境集落居住区域			1						1
住環境保全区域C・集落居住区域・教育環境集落居住区域			1						1
農業保全区域						3		2	5
集落居住区域		1						1	2
集落居住区域・教育環境集落居住区域		1							1
教育環境保全区域				1	1				2
防災調整区域								2	2
指定なし		1	1			4	1		7
合計		7	7	2	1	7	1	5	30

※1：その他=社会福祉施設、寺院、木竹伐採、事務厚生棟2

2 小規模開発事業

(1) 受付件数及び処理状況

単位：件

受付件数	処理状況			
	助言・勧告しない	助言・勧告する	手続き中	取下げ
72	72	0	0	0

(2) 小規模開発事業の内容

単位：件

土地利用誘導区域 \ 内容	戸建て住宅	共同住宅	工場・倉庫	店舗	駐車場	農地改良	その他※2	合計
住環境保全区域A	27						2	29
住環境保全区域A・教育環境保全区域	13		1	1				15
住環境保全区域B		1					1	2
住環境保全区域C			2					2
住環境保全区域C・農業保全区域							1	1
住環境保全区域C・教育環境保全区域			1					1
農業保全区域		6	1	1			2	10
集落居住区域		2		2	1		2	7
教育環境保全区域		2	1	1				4
防災調整区域				1				1
合 計	40	1	13	4	5	1	8	72

※2：その他=事務所2、社会福祉施設、ガソリンスタンド、併用住宅、太陽光パネル、農耕用進入路

3 その他条例に基づく市長の事務に関する事項

(1) みよし市まちづくり土地利用条例第45条

(特定開発事業を実施しようとする場合における第5章及び第6章の規定の適用)

単位：件

件数	処理状況	特定開発事業の内容	事業者（公的な団体）
0			